

社会福祉施設等指導監査等実施要綱

平成7年6月14日

7 総 監 第 17 号

長崎県福祉保健部長

（趣 旨）

第1条 この要綱は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）その他関係法令等に基づき設置された社会福祉法人及び社会福祉施設等（以下、「法人等」という。）の指導監査（以下、「指導監査」という。）並びに入所措置事務等実施機関（以下、「実施機関」という。）の指導（以下、「指導」という。）に関して基本的な事項を定める。

（指導監査等の目的）

第2条 指導監査及び指導（以下、「指導監査等」という。）は、関係法令及び定款等の遵守、適正な運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保並びに適正な入所措置事務等の確保を図ることを目的として行う。

（基本方針）

第3条 指導監査等は、社会福祉法、地方自治法、その他関係法令及び通知のほか、この要綱に基づいて実施するものとする。

2 指導監査は、法人等の運営管理、職員の処遇、入所者（児）の処遇、会計等の全般にわたって総合的に実施するものとし、指導は、給付費等の支給決定及び社会福祉施設への適正な入所措置事務等について実施するものとする。

3 指導監査等の実施にあたっては、形式的、画一的な指導監査等に陥ることのないよう留意し、問題点については、発生原因を明らかにし、その改善のために法人等及び実施機関の理解と協力を得ながら、具体的な助言、指導を行うことにより、適正かつ効率的で透明性のある運営及び提供する福祉サービスの質の向上が確保されるよう努めるものとする。

（実施体制）

第4条 福祉保健部監査指導課（以下、「監査指導課」という。）は、指導監査等にあたって、所管課及び法人を所管する市と十分連携して実施するものとする。

（対 象）

第5条 指導監査等の対象とする法人等及び実施機関は、次のとおりとする。

（1） 社会福祉法人（県所管法人）

ア 社会福祉施設等を経営する社会福祉法人

イ 介護老人保健施設、通所介護事業所等を経営する社会福祉法人

（2） 社会福祉施設等

ア 老人福祉施設等

養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム

- イ 介護老人保健施設（県が所管する社会福祉法人経営に限る。）
- ウ 女性自立支援施設
- エ 児童福祉施設
 - 障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園
- オ 障害者支援施設
- (3) 実施機関
 - ア 市町
 - イ 児童相談所（児童・障害）
 - ウ 女性相談支援センター

（実施方式）

第6条 指導監査は、「一般監査」、「特別監査」及び「現地確認調査」とする。

(1) 一般監査

ア 社会福祉法人

「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」（平成29年4月27日付け雇児発0427第7号、社援発0427第1号、老発0427第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知。以下「国要綱」という。）
3「一般監査の実施の周期」に基づき、実施計画を策定のうえ、実施するものとする。

イ 社会福祉施設等

(ア) 老人福祉施設等及び介護老人保健施設（県が所管する社会福祉法人経営に限る。）

原則として、3年に1回は実地により行うこととする。ただし、指導監査の結果、改善を要すると認められた事項等については、原則によらず、必要の都度実施し、確認するものとする。

(イ) 女性自立支援施設

原則として、2年に1回は実地により行うこととする。

(ウ) 児童福祉施設

原則として、毎年度1回は実地により行うこととする。ただし、当該児童福祉施設について、以下のいずれかに該当する場合には、例外的に実地によらず検査できるものとする。

α 天災その他やむを得ない事由により当該年度内に実地検査を行うことが著しく困難又は不相当と認められる場合

β 次の要件を勘案して実地検査が必ずしも必要でないと認められる場合

(α) 前年度の実地検査の結果

(β) その児童福祉施設を設置してからの年数（児童福祉施設を設置してから3年を経過していることを目安とする）

(γ) 前年度の管内の児童福祉施設に対する実地検査の実施率が5割以上であること

(エ) 障害者支援施設

原則として、毎年１回は実地により行うこととする。ただし、前年度における一般監査の結果、適正な運営がおおむね確保されている障害者支援施設については、書面により実施できるものとする。

(2) 特別監査

特別監査は、次のいずれかに該当する法人等を対象として行うものとする。

ア 法人等の運営に不正または著しい不当があったことを疑うにたりる理由があるとき

イ 最低基準に違反があると疑うにたりる理由があるとき

ウ 一般監査によっても是正の改善がみられないとき

エ 正当な理由がなく、一般監査を拒否したとき

(3) 現地確認調査

現地確認調査は、前号の特別監査を実施するには十分な理由がないものの、疑わしいと認められる理由がある法人等を対象として行うものとする。なお、本調査は一般監査の一環として行うものである。

(4) 前３号の指導監査の結果、必要があると認められるときは、再度、指導監査を実施することができるものとする。

2 指導は、次により行うものとする。

(1) 原則として２年に１回は実地により行うこととする。

(2) 適切な措置等の実施を確保するため実施機関に対し助言を行うものとし、必要があると認めるときは文書により通知を行う。

(実施計画の策定)

第7条 前条第１項第１号の「一般監査」及び第２項の「指導」に係る指導監査等実施計画は、毎年度当初に、監査指導課長が策定するものとする。

2 指導監査等実施計画の策定にあたっては、国の指導指針等及び前年度までの指導監査等の実施結果を勘案した当該年度の県の指導監査等実施方針を定め、指導監査等の効率的実施について、十分配慮するものとする。

(班の編成)

第8条 指導監査等は、原則として監査指導課の職員で班を編成し、必要に応じて関係課の職員の参加を得て行うものとし、班長は、監査指導課長が１名を指名する。

(項 目)

第9条 指導監査等の項目は、次のとおりとする。

(1) 社会福祉法人

ア 法人運営

イ 事業

ウ 管理（人事管理、資産管理、会計管理）

ただし、国要綱４「指導監査事項の省略等」に該当する場合は、「会計管理」に

掲げる監査事項を省略することができる。

(2) 社会福祉施設等

ア 適正な入所者（児）処遇の確保

（ア） 入所者処遇の充実

（イ） 入所者の生活環境等の確保

（ウ） 自立、自活等への支援援助

イ 社会福祉施設運営の適正実施の確保

（ア） 施設の運営管理体制の確立

（イ） 必要な職員の確保と職員処遇の充実

（ウ） 防災対策の充実強化

(3) 実施機関

ア 実施体制の確保

イ 適正な入所措置等の確保

ウ 適正な費用徴収事務の確保

エ 適正な遺留金品の処理

（事前準備）

第10条 指導監査等の実施にあたっては、次のとおりとする。

(1) 一般監査及び指導

一般監査及び指導の実施にあたっては、対象となる法人等及び実施機関に対し、実施期日、指導監査等担当職員名その他必要な事項を事前に通知するものとする。

(2) 特別監査

特別監査の実施にあたっては、原則として、事前通告として前日若しくは当日通告した上で実施する。ただし、特に監査の実効性を高めるため、必要に応じ、通告せずに実施するものとする。

(3) 現地確認調査

現地確認調査の実施にあたっては、原則として、事前通告として前日若しくは当日通告した上で実施する。ただし、特に検査の実効性を高めるため、必要に応じ、通告せずに実施するものとする。

2 指導監査等の能率的及び効果的な実施を図るため、あらかじめ法人等及び実施機関に対し、必要な書類（以下、「事前提出資料」という。）の提出及び資料の整備を行わせるものとする。

3 指導監査等の実施にあたっては、法人等及び実施機関からあらかじめ提出される「事前提出資料」や「社会福祉法人・施設等管理台帳」に基づき、従前の指導監査等の結果や市町からの情報等を踏まえ、実施日の前日までに班員のみならず必要に応じて担当班長、課長、所管課を交えて検討の上、当該法人、施設及び実施機関が抱える課題・問題点等を十分把握し、臨むものとする。

（指導監査の立会い）

第11条 指導監査の実施にあたっては、指導監査における責任の明確化と実効を期する

ため、原則として法人等の代表者及び関係者の立会いを求めるものとする。

（実施方法）

第12条 指導監査等担当職員は、指導監査等の目的を十分理解し、その職務を行うにあたっては、特に次の点に留意するものとする。

- （1） 指導監査等担当職員は、指導監査等の実施に際して、法人等及び実施機関の代表者及び関係職員にその目的等を説明するものとする。
- （2） 指導監査等の過程においては、直接の担当者からの事情聴取のみに終始することなく、法人等及び実施機関の責任者を中心として進めることに留意し、相互信頼を基礎として十分に意見の交換を行い、一方的に判断を押しつけることのないよう留意するものとする。
- （3） 指導監査に際しては、施設運営の基本が入所者に対する適切な処遇の確保にあることを認識し、経理事務処理等を中心とした画一的、平板的な指導監査に終始しないようにするものとする。
- 2 指導監査等は、法人等及び実施機関の執務時間内に行うものとする。ただし、やむを得ない事由があるとき、又は責任者の承諾を得たときはこの限りでない。
- 3 指導監査上必要がある場合には、法人等の取引先、退職した職員、職員その他関係者に対し調査を行うものとする。この場合、これらの調査は、あくまでも任意調査であり、これを行わなければ指導監査の実効を期し難いと認められるときに限り行うものであることを特に留意するものとする。
- 4 指導監査等担当班長は、次のいずれかに該当し、適正な監査が実施できないと判断した場合においては、指導監査等を中止し、帰庁後速やかに監査指導課長に報告しなければならない。
 - （1） 指導監査等上必要な帳簿、書類の大部分が指導監査等の実施場所に現存せず、直ちに整備させることができない場合。
 - （2） 帳簿、書類が甚だしく不備のため、業務及び会計の状況等の把握をすることができない場合。
 - （3） 指導監査等の拒否、妨害、忌避又は重大な事故のため指導監査等の実施が困難な場合。
 - （4） その他指導監査等の実施が困難と認められる場合。

（措置）

第13条 指導監査担当職員は、指導監査の終了後、法人等の代表者及び監事並びに関係職員の出席を求め、指導監査の結果の講評及び必要な指示等を行うものとする。ただし、代表者のみに講評等を行うことを適当とする事項については、代表者に対し、別途、講評及び必要な指示等を行うものとする。

- 2 指導監査の結果、改善又は是正を要する事項については、法人等に対し、その内容について具体的に文書をもって通知するものとする。
- 3 指示事項については、期限を付して法人等の改善、是正の状況の報告を求めるほか、必要がある場合は、改善、是正の状況を確認するための措置をとるものとする。

4 指導監査の結果、重大な問題と認められた事項については、別に定める社会福祉施設等指導監査連絡調整会議において、必要な是正改善等の措置を協議するものとする。

(相互連絡等)

第14条 指導監査等の担当職員は、指導監査等で生じた問題点、疑義についての相互連絡、意見交換、協議を積極的に行い、常に監査に関する知識の修得、技術の向上に努め、能率的かつ効果的な業務の執行が確保されるよう努力するものとする。

(補 則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。
- 6 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
- 7 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
- 8 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
- 9 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 10 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 11 この要綱は、平成23年5月24日から施行する。
- 12 この要綱は、平成24年6月6日から施行する。
- 13 この要綱は、平成25年5月21日から施行する。
- 14 この要綱は、平成26年5月9日から施行する。
- 15 この要綱は、平成28年5月25日から施行する。
- 16 この要綱は、平成29年5月25日から施行する。
- 17 この要綱は、平成30年5月9日から施行する。
- 18 この要綱は、令和4年5月18日から施行する。
- 19 この要綱は、令和5年4月27日から施行する。
- 20 この要綱は、令和6年4月18日から施行する。
- 21 この要綱は、令和7年5月13日から施行する。